

5.税金と相続

相続税の申告が必要な人

財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、相続税の申告をする必要があります。

遺産に係る基礎控除額
3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)

例えば…

相続人が3名の場合は
 $3,000万円 + (600万円 \times 3) = 4,800万円$ となり、
 4,800万円が基礎控除額となり、遺産の合計がこの4,800万円を超える場合には相続税の申告が必要となります。

相続税の申告手続

相続税の申告手続は、下記の1～2を相続開始の翌日から10ヶ月以内に完了しなければなりません。

1	相続税申告書等必要書類一式を被相続人の住所地を管轄する税務署に提出
2	相続税の納税

納税金額は基礎控除額を越えた分に対して、以下の税率を基に計算されます。

法定相続分に応ずる 取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

6.生前相続準備

遺言書について

相続時の遺産分割をめぐるトラブルを防ぐために、民法上で法的効力を持つ遺言書を残し、自分の意思を伝えることが重要です。

遺産相続では、「法定相続よりも遺言による相続が優先される」という大前提があり、遺言書によって自身の意思を明確に伝えることによって、相続トラブルを未然に防ぐことができるのです。

遺言書の種類・書き方・作成方法

遺言書は、「自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言」の3種類があります。

それぞれの書き方、作成方法と求められる要件を簡単にまとめると、次のようになります。形式的な要件を満たしていない遺言書は無効となります。また、内容によって効力を持たない遺言書もあります。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	本人が全文を自筆で書く。財産目録はパソコンで作成したもの、不動産の登記証明書の写し、預貯金の通帳のコピーを添付でもOK 	公証役場で証人2人以上の立ち会いのもと、遺言者が公証人に遺言内容を口述して作成する。 公正証書遺言書は、公証役場で保管する。障がいや病気などで文字の書けない人でも作成できる。	本文は代筆、パソコン作成でも可能。ただし、署名は自筆に限る。作成日と押印も必須。作成した遺言書を封筒に入れ、遺言書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印する。 公証役場で証人2人以上の立ち会いのもと、公証人に提出し、秘密証書遺言を作成した事実を記録する(遺言書は本人が持ち帰って保管する)。
求められる要件	すべての用紙に作成日、氏名を自筆で書き、押印する。 相続開始(死亡)後は原則として、家庭裁判所の検認(遺言書の状態確認)を経て開封する。 自筆証書遺言書保管制度(自筆証書遺言書とその画像データを法務局で保管する制度)を利用していた場合は検認不要。	証人は ・「未成年ではない」、 ・「推定相続人、およびその配偶者と直系血族ではない」などの一定の要件を満たした人に限られる。 死後の家庭裁判所での検認は必要ない。聴覚や言語機能に障がいのある人は、筆談でも可能	証人は ・「未成年ではない」、 ・「推定相続人、およびその配偶者と直系血族ではない」などの一定の要件を満たした人に限られる。 相続開始(死亡)後は原則として、家庭裁判所の検認(遺言書の状態確認)を経て開封する。

遺言書の効力

遺言書は、相続トラブルの可能性を最低限に抑えるだけでなく、相続の手続きをスムーズに進めることにも役立ちます。

とはいえ、「遺言書さえあれば、すべてが丸く収まる」というわけではありません。遺言書には「できないこと」もあります。

近年では円滑な資産継承のために『家族信託』を利用するケースも増えています。遺言の効力についてよく理解して、相続がスムーズに進むよう準備を進めることが大切です。

	できること	できないこと
相続分の指定	それぞれの相続人の相続分の指定。法定相続人以外への相続も可能。	法定相続人全員の同意がある場合、遺言に従わなくてもよい。遺留分侵害額請求は認められる。
遺産分割方法の指定	遺産の分割方法を指定可能。	法定相続人全員の同意がある場合、遺言に従わなくてもよい。
遺産分割の禁止	土地、不動産等の売却を禁止できる。	効力は相続開始から5年以内だけ
負担付遺贈	相続人に対しても、相続権を持たない人や法人にも条件付きで遺産を譲ることができる。 ※ペットの世話をしてくれるかわりに毎月〇万円を与えるなど	受遺者は遺贈を放棄することもできる。
遺言執行者	遺言の執行者を指定できる。	遺言執行人は断ることもできる。
子どもの認知	婚外子の認知、財産の相続ができる。	婚姻や養子縁組に関することには法的効力はない。
相続人の廃除	問題のある相続人を除外できる。	廃除理由によっては認められないケースもある。
保険金受取人の指定と変更	保険金の受取人を変更できる	実際の受取人の変更手続きは、遺言者の死後、保険会社に通知して行われるため、遺言執行人を指定しておいた方がよい。

※上記は例の一部です

家族信託について

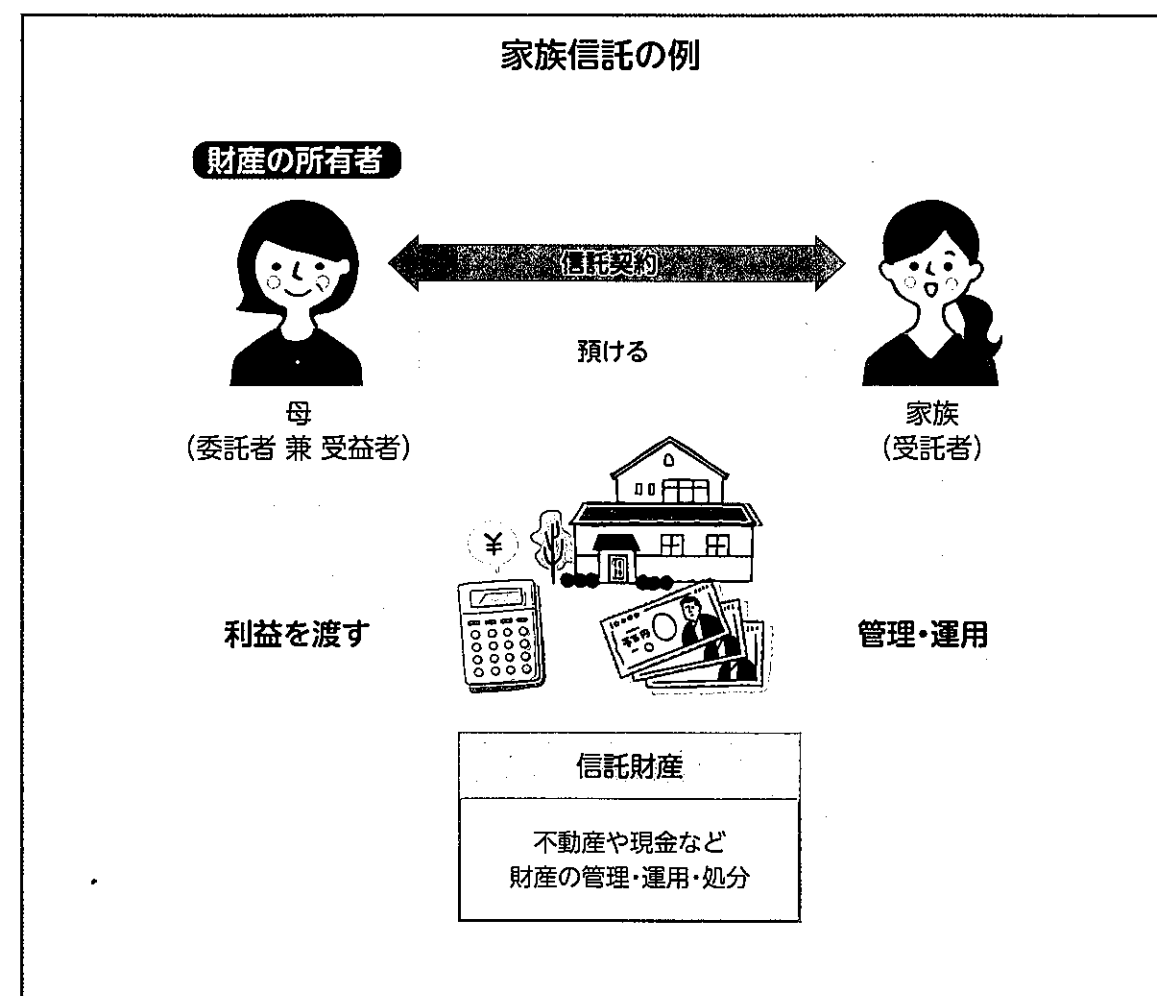
家族信託とは、家族による財産管理の一つです。

自身の財産の権利をあらかじめ信用出来る家族に委託することにより、自身が認知症等により財産管理や運用が出来なくなった場合も、その家族に運用してもらうことが可能となります。

例としては、生活費や施設利用費の引き出しや不動産の処分の権利等を委託することが出来ます。

家族信託は認知症の対策等自身が存命中の管理のために用いられることも多いですが、自身が死亡し、相続が発生した際に権利の承継者の指定が出来る等、相続の側面からも活用が可能な制度となっています。

家族信託では、財産の権利を委託する委託者、財産の権利を受託し運用をする受託者、受託者が運用した財産から出た利益を受け取る受益者を指定し委託する権利等をまとめ信託契約書を作成することにより信託が開始されます。



7.おひとりさまの相続

おひとりさまとは、一般的に同居する家族がいない人のことを指します。自分らしい生活を続けつつも、万が一の時の備え、自身の財産管理や死後の事前準備をしておくことで相続発生時のトラブルを避けることができます。

主な対策

対象者 同居する家族がいない人

見守りサービス	主に訪問型とカメラ型があり、現在、セキュリティ会社や郵便局等様々な企業がサービスを提供しています。
任意後見人の指定	自身の判断能力が衰えることに備え、あらかじめ自身の信頼できる方（親族や士業等の専門家）を万が一の時の財産管理人として指定できる制度です。事前に任意後見契約を結ぶ必要があります。
死後事務委任	自身が亡くなった際、予め葬儀や埋葬等諸々の手続きをしてもらえる方を指定できる制度です。事前に死後事務委任契約を結ぶ必要があります。
遺言書の作成	自身が亡くなった際、残った財産をどなたにどのような配分で渡すかを予め指定出来る制度です。事前に遺言書の作成が必要となります。



最後に

相続手続きは相続人全員の同意をもって進めなければならない、様々な事由（協議の不一致、認知症や行方不明の相続人がいる等）により、円滑に進められないことも多々あります。

生前の準備（遺言書、家族信託等）をすることにより、遺族の負担を減らせるケースは多いため、しっかりとした準備をされることを推奨いたします。



専門家への相談について

さまざまな専門家が相続の相談を行っています。

弁護士 税理士 司法書士 行政書士

まずは、身近な専門家に相談することもおすすめです。

問合せ先について

法務局・地方法務局	☐ 各法務局のホームページ (登記手続の案内(予約制)等)	
専門資格者		
弁護士	☐ 日本弁護士連合会の ホームページ(法律相談)	
司法書士	☐ 日本司法書士会連合会の ホームページ(相続登記手続)	
	☐ 相続登記相談センター(予約受付フリーダイヤル) ☎ 0120-13-7832 (平日10時～16時、年末年始・お盆期間を除く)	
土地家屋調査士	☐ 日本土地家屋調査士会連合会の ホームページ(表示に関する登記)	
税理士	☐ 日本税理士会連合会の ホームページ(相続税など)	
行政書士	☐ 日本行政書士会連合会	

身近な法律の専門家として、お客様を支えます

相続手続き

にお困りの方は私にお任せください

相続登記手続き

遺言書作成

家族信託

不動産・商業登記

成年後見



相続や遺言などご家族の身近な問題を
細やかな作業でサポートいたします。

まずはお気軽にご相談ください

司法書士 渥美友弘

静岡県藤枝市駅前 1-12-7

藤枝駅北口から徒歩 5 分

あつみ司法書士事務所

☎ 054-643-7164

営業時間：9:00～17:00 定休日：土日祝日

FAX：054-643-7896 E-mail：shihoushosi.atsumi@gmail.com

ホームページは
こちらから▼



本誌ご持参で、初回相談30分まで無料

財産がいくらあると 相続税の申告が必要なの？

相続財産が基礎控除(3,000万円+600万円×相続人の数)を超える場合は、相続税の申告と納税が必要です。

●箱の中に数を入れてみてください。

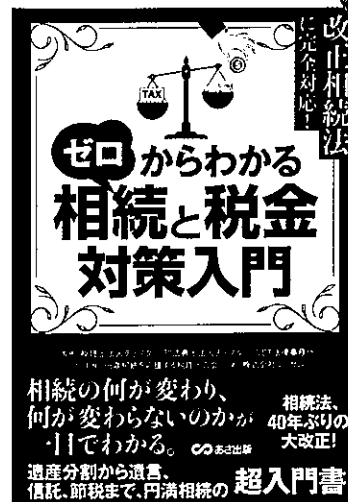
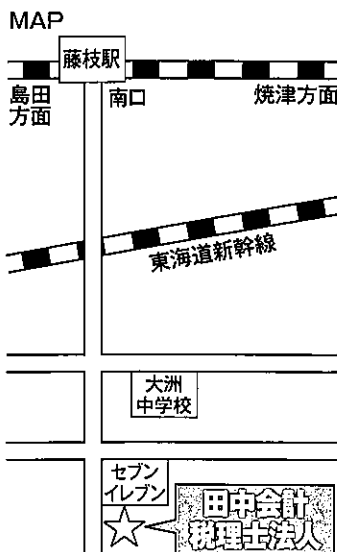
【相続財産】 円 > 3,000万円+600万円× = 円

であれば相続税の申告と納税が必要かもしれません。

藤枝市、焼津市で創業50年※の実績

※田中徳治税理士事務所からを含む

相続税申告は
田中会計税理士法人へ



税理士
平井 寛子
(旧姓:田中)
共同監修



田中会計税理士法人 ☎ 054-622-6836

静岡県焼津市上新田27-3 FAX 054-622-5807 (担当:平井 寛子)
 (藤枝駅南口からまっすぐ車で約10分) メールアドレス: kabu-tac@yr.tnc.ne.jp
 (大洲中学校付近です。) ホームページ: https://www.tac-tanaka.com/

相続に関する不動産の売却は いちえ不動産に お任せください!

わたしが
伺います!



売却?

賃貸?

相続した不動産をどうしたら良いか
お悩みの方

・相続した不動産を売却して資金にしたい

・今売却すると、いくらぐらいになる?

・家に残った家具や荷物はどうしたらいい?

・空き家、空き地のままだと保持費用がもったいない?

色々なお悩みや不安にお答えいたします!!

リフォーム?

初回お問い合わせの際に『藤枝ガイドブックを見た』とお伝えいただくと

ご成約時の 仲介手数料 **10%** 割引いたします!

詳しくはお問い合わせください

売りたい 買いたいのご相談

不動産

静岡県知事免許(1)第14724号

株式会社 いちえ 不動産

TEL 054-637-9915

〒425-0071 静岡県焼津市三ヶ名269番地ライフポジションJ 102号室

https://www.ichiefudousan.com

FAX 054-637-9923

いちえ不動産



身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がいない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引継ぎから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします



お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた生前準備パックを
専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください!



0120-982-219

【受付時間】
9:00~17:30(年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: https://watashigo.com

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
 専門事業者とのお契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
 ※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階



保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1 Point 最高100歳まで保障
85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2 Point 加入審査も
告知だけ
の簡単手続き!!
入院・手術歴のある方でも安心して申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合
月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》

ベル少額短期保険株式会社
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、
証券コード: 6184)のグループ企業です。

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください

0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webで
お申し込みは
こちらから

◆「千の風(1年更新型定期保険)」は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際は「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」の「約款」を必ずお読みください。
ベル少額-資料-2409-001

井上香織税理士事務所

親が亡くなった
けど、相続税は
かかるの?

相続が
発生したら、
何をしたら
いい?

子供たちが
相続で困らない
ような生前
対策って?

相続税

贈与税

生前対策

生前贈与に
ついて
相談したい

その他
相談内容に応じて
必要な士業を
ご紹介します



税理士にご相談ください

初回無料相談受付中 ※お電話での事前予約制となります

井上香織税理士事務所

☎054-631-5258

受付: 月曜日~金曜日 9:00 ~ 17:00

藤枝市志太2丁目 21-17-1 FAX: 054-646-3801 <https://kaieinoe.com/>

井上香織税理士事務所 検索



SONE
「そ〜ね!」

相続相談ネットワーク そ〜ね!

「そ〜ね!」を通じて他士業と連携し、お客様の状況に応じて士業間にて情報を共有し、必要な士業への相談・依頼も出来ます。また、月一回の無料相談会実施中です。ご相談内容によって士業をご指名ください。

発行年：2024年12月
配布エリア：藤枝市
編集／発行：鎌倉新書

相続 ガイドブック



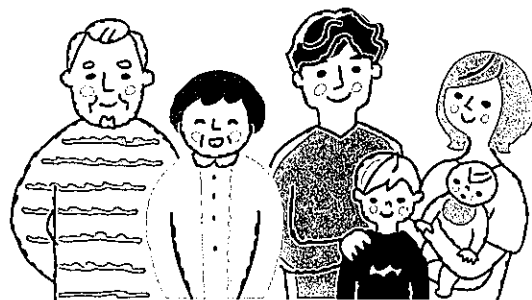
いい相続  **0120-992-467**

受付時間：平日9時～19時／土日祝9時～18時 ※受付時間は予告なく変更させていただく場合がございます。



目次

相続ガイドブックについて	2
1.相続とは	2
2.相続手続きの流れ	3
3.相続の種類	7
4.不動産の取り扱い	8
5.税金と相続	11
6.生前相続準備	12
7.おひとりさまの相続	15
最後に	16
問合せ先について	17



相続ガイドブックについて

人生には様々な出来事が訪れますが、その中でも「相続」は一つの重要な節目です。

遺産や財産を残された人に引き継ぐことは、最期の贈り物といえるでしょう。

このガイドブックは、将来の相続に向けて準備をする際に役立つように、また、残されたご遺族の方が相続手続きを円滑に進められるよう情報や手続きについてわかりやすくご案内しています。

残念ながら、相続では揉め事や認知症・行方不明者等、トラブルが発生するケースも多いと言われています。

残された大切な人達がスムーズに、円滑に相続を終えるためには、事前の準備が大切です。

このガイドブックが皆様の相続準備、相続手続きに お役立ていただけることを心より願っております。

専門家への相談について

さまざまな専門家が相続の相談を行っています。

弁護士

税理士

司法書士

行政書士

まずは、身近な専門家に相談することもおすすめてです。

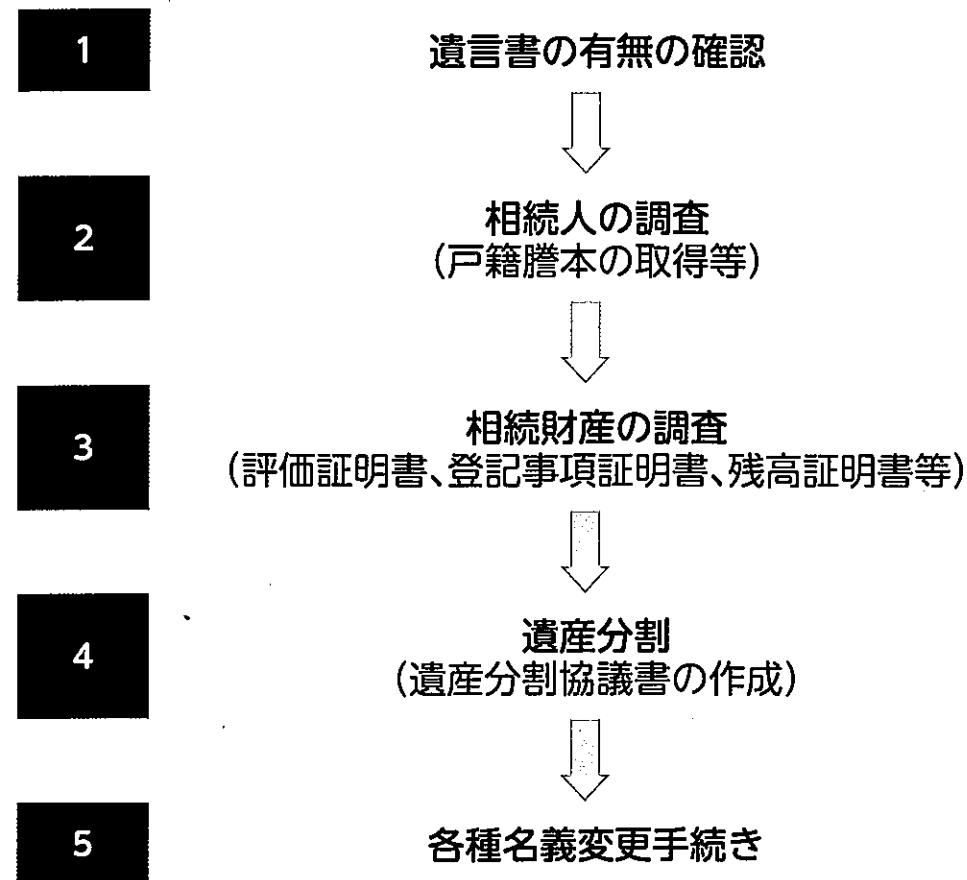
1.相続とは

相続とは、被相続人の死亡により、その残された財産(相続財産)を法律で指定された相続人が承継することを言います。

相続は死亡を理由として発生しますが、自動的に相続人へ名義が変わるわけではなく、様々な過程を踏まなければなりません。その一連の流れを相続手続きと言います。

2.相続手続きの流れ

相続手続きは主に以下の流れで行われます。

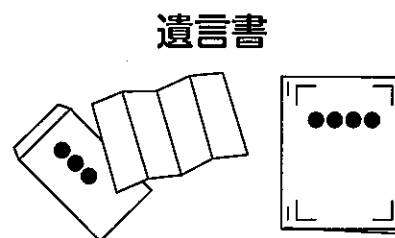


遺言書の有無の確認

遺言書がある場合は、遺言書に沿った遺産分割となり、ない場合は、遺産分割協議を行い法定相続分を参考に話し合います。

遺言書では相続人でない方が相続財産の受取人に指定されているケースもあるため、まずは遺言書の有無の確認をしましょう。

あり



なし

遺言書に沿った
遺産分割

相続人による
遺産分割協議

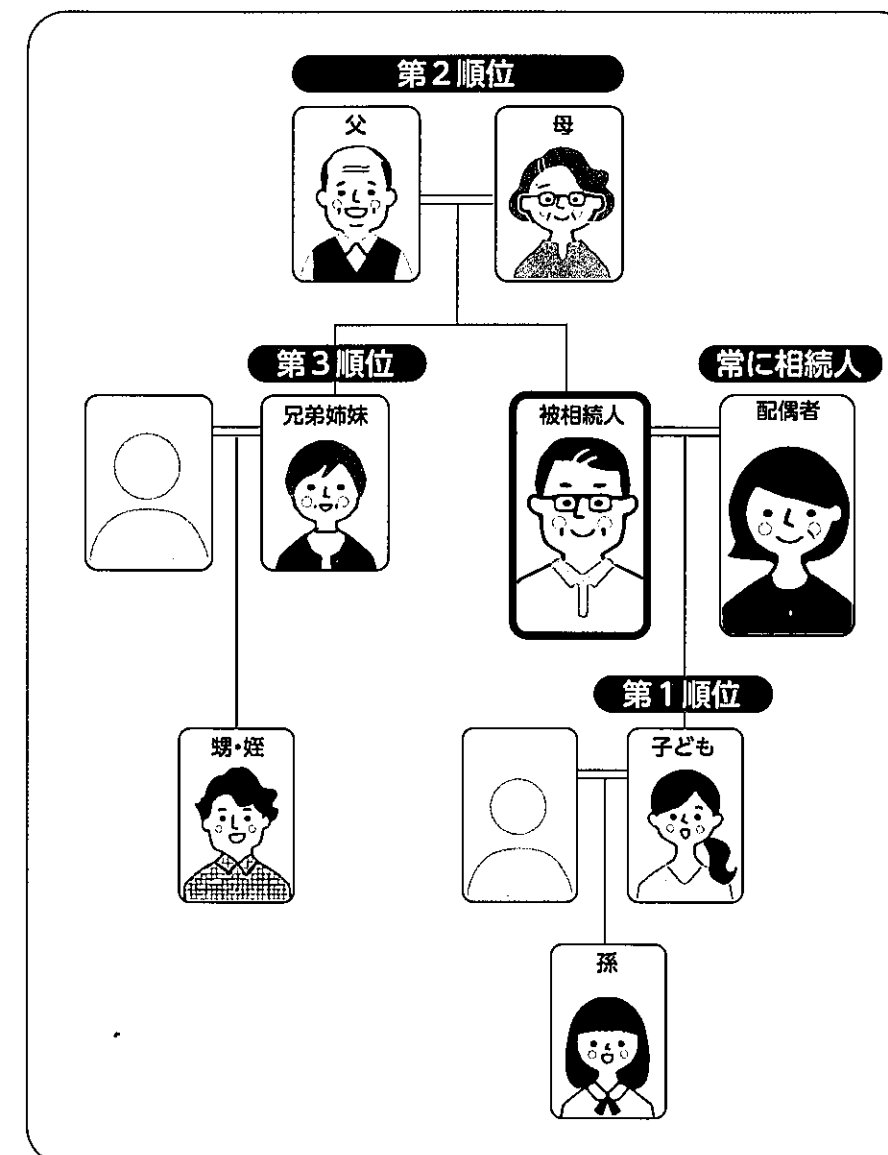
相続人の調査

相続では民法により、相続財産を承継する相続人が定められています。それを「法定相続人」と呼びます。

法定相続人には順位が指定されており、存命の一番順位が高い方が法定相続人となります。遺言書を作成していなかった場合は、この法定相続人全員で遺産の分け方を協議します。また、遺産分割協議は、相続順位に基づく法定相続分を参考に進めることとなります。

法定相続人の調査は、故人様の出生から死亡までの戸籍謄本を辿り、確認することとなります。

「法定相続人」をしっかりと確認しましょう



常に相続人

配偶者

(法律上の配偶者に限る)

第1順位

子ども

(故人の場合は孫。
孫も故人の場合はひ孫)

第2順位

親

(故人の場合は祖父母など)

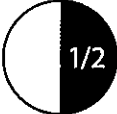
第3順位

兄弟姉妹

(故人の場合は甥や姪)

法定相続分 相続人のケース別計算例

例えば、相続人が配偶者と子の場合は配偶者が遺産の2分の1、残りを子の人数で分けます。配偶者と両親の場合は配偶者が遺産の3分の2を相続します。割合は以下の通りです。

相続人のケース	配偶者 (必ず相続人)	子ども (第1順位)	親 (第2順位)	兄弟姉妹 (第3順位)
配偶者・子ども	2分の1 	2分の1 	—	—
配偶者・親	3分の2 	—	3分の1 	—
配偶者・兄弟姉妹	4分の3 	—	—	4分の1 
配偶者のみ	全部 	—	—	—
子どものみ	—	全部 	—	—
親のみ	—	—	全部 	—
兄弟姉妹のみ	—	—	—	全部 

MEMO

相続財産とは

誰がどれだけ相続するのか、まずは相続財産調査をして故人の遺産がどれだけあるのかをきちんと把握しておくことが重要です。

近年ではエンディングノートも多く発行されていますので、相続人が調査をしやすいよう活用するのもいいでしょう。

相続財産の種類

財産	○ 現金・預貯金 ○ 自動車 ○ 株式 ○ 絵画・美術品 ○ 不動産 など
負債	● 借入金 ● 保証債務 ● 生前の未払い家賃 など



負債も相続対象となりますのでご注意ください

主な財産の調査方法

預貯金	取引先金融機関に照会
不動産	売買契約書や登記簿謄本、固定資産税納税通知書などで確認
株式	取引先証券会社に照会

遺産分割協議

相続人と相続財産の調査が完了した後に、遺言書がなかった場合は、相続財産（遺産）の分け方を全員で協議する必要があります。それが遺産分割協議です。

相続人の中に未成年や認知症、行方不明の方等がいる場合には、家庭裁判所での必要な手続きを経る必要があります。

また、分け方が決まった後は、そちらの内容を書面として残すことが出来ます。その書面の名称を遺産分割協議書と言います。相続の手続きの中には、遺産分割協議書の提出を求められるものもあります。

3.相続の種類

相続手続きの3つの種類

相続財産の調査が完了した後、マイナスの財産等があり、法定相続人の中には、相続財産を受け取りたくないという方が出てくる場合もあります。そういった方のため、相続財産の受取りを放棄または限定することも出来ます。

相続財産の受取り方に関しては、主に以下の3種類があります。

単純承認

被相続人（亡くなった方）のすべての相続財産を相続します。

マイナスの財産がある場合は、相続人が債務の弁済をしなければなりません。

申立方法

自己のために相続の開始があったことを知った時を起算とし、そこから3ヶ月以内に限定承認または相続放棄の手続をしない場合、自動的に単純承認となります。また、相続財産の処分をした場合は3か月以内であっても単純承認をしたとみなされるケースもあります。

限定承認

プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を支払っていく相続の方法です。
調査などのためにかなりの時間がかかります。

申立方法

必要書類を家庭裁判所に提出します。
相続人全員での手続が必要です。

相続放棄

一切の相続財産を相続せず放棄します。

申立方法

必要書類を家庭裁判所に提出します。
各相続人が個別で手続可能です。

4.不動産の取り扱い

令和6年4月1日より相続登記が義務化されました。

相続登記の流れ

1 必要書類を収集／作成

登記申請をするときは必要書類を集めなくてはなりません。転籍や婚姻などをされている場合、転籍前や婚姻前の本籍地所在地の市区町村で、除籍謄本や改製原戸籍を取得しなければなりません。手続が煩雑になる場合、司法書士に依頼するといいかもかもしれません。

2 登記申請

登記申請書やその他の必要書類の準備が整ったら、登記申請を行います。
登記申請は以下の方法があります。

窓口申請
(不動産の所在地を
管轄する法務局)

郵送申請

オンライン申請

空き家の相続

近年、少子高齢化や地方における人口減少などの理由により、空き家数の増加が社会問題となっています。

空家対策特別措置法では倒壊の危険や周辺環境の悪化につながる可能性のある空き家を「特定空家」とし、税金の優遇を受けられなくなります。

令和5年には、相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする『相続土地国庫帰属制度』がスタートしました。

※ 相続土地国庫帰属制度は、建物がある状態では利用できません。



空き家の発生原因の半分以上が相続です。

誰が相続するのか？ 相続後は誰が住むのか？ 売するのか貸すのか？
それとも解体するのか？ など、関係者で事前に話し合っておくことが重要です。

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記の申請が義務化されました

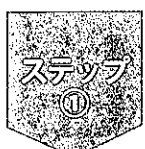


相続で不動産取得を知った日から3年以内に申請しなければなりません。正当な理由がなく義務に反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

※令和6年4月1日より前に相続した不動産も、未登記のものは義務化の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定



遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化



登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成



登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出



登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 問合せ先について、17ページをご覧ください。

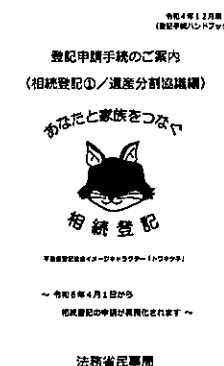
ポイント！

- 所有者不明土地の解消に向けた新ルールを法務省がマンガで解説しています。詳しくお知りになりたい方は、参考に見てみてください。



(不動産・相続に関するルール)
出典: 法務省HP

- 相続登記の申請方法について、法務省がハンドブックを公表しています。御自身で相続登記をしたいと思う方は、参考に見てみてください。



登記手続ハンドブック(遺産分割協議編)
出典: 法務局HP

- 自筆証書遺言書保管制度について、法務省がパンフレットを公表しています。法務局に遺言書を預けたいと思う方は、参考に見てみてください。



自筆証書遺言書保管制度のご案内
出典: 法務局HP